

虐待をなくせ！

東洋大学経営学部 非常勤講師
公益財団法人 日本進路指導協会 理事・調査部長

千葉吉裕

痛ましい虐待死事件が後を絶たない。昨年3月、東京都目黒区の船戸結愛ちゃん(5)、今年1月、鹿児島県出水市の大塚璃愛ちゃん(4)と千葉県野田市の栗原心愛ちゃん(10)、6月、北海道札幌市の池田詩梨ちゃん(2)、9月、東京都江東区の山田隆太郎ちゃん(3)のかけがえのない命が虐待によって奪われた。これだけの虐待死の影には死に至らない虐待があり、さらに多くの心に傷を残すような虐待があるに違いない。

そこで、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が、本年6月19日に国会で可決・成立し、公布された。その法律では、「児童のしつこい体罰の禁止」「児童相談所介入の強化」「学校教育委員会、児童福祉施設の職員の守秘義務」「DV対応機関との連携強化」「虐待した保護者に対し医学的・心理学的指導」「転居しても切れ目ない支援ができるよう関係機関との情報共有」など、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化の措置が講じられた。

文部科学省からは、学校が虐待の早期発見する可能性が高いことから、5月9日、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」が発表された。その中には、虐待リスクを確認できるようなポイントが示されている。

例えば、学校では体育の授業や身体

検査などで、素肌を露出する機会があり、そのような時に打撲傷、あざ、刺傷、やけどなどから、身体的な虐待を発見できるかもしれない。また、歯科検診や内科検診などで、治療が放置されている場合などネグレクトの可能性が考えられる。

また、衣服が不潔で、同じ服を汚れても着続け、におったり、汚れていたりにしている場合や、季節に合わない服装、破れやボタンはずれがあっても直されていない場合、貧困が原因と考えられる人もいるかもしれないが、これもネグレクトが疑われる。昼食の時間、お弁当を買うことも持つてくることもできない場合や、家庭で十分な食事が与えられていないために給食などで過度に食事を取る場合もあり、そのような時もネグレクトを疑ってみる必要がある。

これまでの虐待死事件でも、虐待を隠すために家に子供を監禁する場合があります。長期間にわたって不登校になる場合がある。さらに、保護者に接する際、保護者の様子や、場合によっては家庭訪問によって家庭の様子を知ることがもできる。教師はこのように様々な機会に観察できることから、虐待の早期発見には欠かせない存在になっている。ただ、教師が不審に感じて、確信を持っていないことが多く、通告を躊躇してしまいうことも考えられる。

そこで、2004年8月13日、厚生

労働省より、児童虐待に係る通知で、「法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる」と記されており、疑わしい場合も通告することが義務づけられている。

2015年7月1日からは、児童相談所全国共通ダイヤルが3桁化され、「189(いちはやく)番」が運用開始となり、全国の児童相談所が24時間365日対応してくれる。さらに今年12月からは通話料が無料化された。189への電話は、虐待が疑われる通告だけではなく、保護者が子供にあたってしまいそうな心情になった時や、知り合いで子育てに悩んでいる場合なども含めて連絡するよう促しており、専門家が対応してくれる体制が整えられている。

内閣府の「少年非行事例等に関する調査研究報告書」によれば、非行に至った少年の多くが、虐待を経験している実態が示されている。虐待防止は子供たちの非行防止にもつながっており、犯罪の減少に関わってもくる。

11月25日に発表された野田市の栗原心愛ちゃんの児童虐待死亡事例検証報告書でも、最後に「救える命だった」と記されており、二度とこのような事件が起こらないよう、皆で防いでいきたいと思う。